

論壇

最高裁判決（ホステス報酬に係る源泉所得税の納税告知処分等取消請求事件判決）について

1 はじめに

私は、税理士法2条1項1号に規定する業務（不服申立て等）及び2条の2に規定する業務（税務訴訟における補佐人業務）を専門としております。平成22年3月2日の最高裁判決によって納税者が逆転勝訴した「ホステス報酬に係る源泉所得税の納税告知処分等取消請求事件」(平成19年(行ヒ)第105号及び平成19年(行ヒ)第116号、以下「本件訴訟」といいます。)に關しても補佐人を務めました。本件訴訟に關

2 本件訴訟について

(1) 事案の概要

本件訴訟は、ホステスに對して支払われる報酬に係る源泉所得税の計算方法が問題となった事案です。ホステス報酬の源泉所得税額は、その報酬の金額から一定の金額を控除（基礎控除）した残額に10%の税率を乗じて計算した金額とされているところ、この報酬から控除すべき「一定の金額」は、所得税法施行令（以下「施行令」といいます。）322条において、5000円に「当該支払金額の計算期間の日数」を乗じて計算した金額であると

ります。そのため、税務訴訟において税理士が補佐するのは、事件の内容にもよりますが基本的には、準備書面の作成と証拠の収集になります。本件訴訟においても同様でした。本件訴訟は、上記(1)のとおり、事実認定の争いではなく、もっぱら法解釈の争いでした。そこで、納税者の解釈が正しいことを認めようとするために、訴訟代理人(弁護士)と協議をし、次の2点を柱として主張立証を行いました。

① 文理解釈によるべきこととの主張立証
施行令322条を文意どおりに解釈すれば納税者の主張のとおりになります。しかし、単に「文言どおりだから」という主張では説得力はありません。なぜ、文言どおりに解釈することが正しいのかを主張立証しなければ意味がありません。そこで、租税法規の解釈は文理解釈によるべきことが強く求められること、理由などを主張立証しました。また、施行令322条の規定の文言の意味を、一般的な意味と異なる特別の意味に解する法的根拠及び合理的理由がないことも併せて主張立証しました。

② 施行令322条を文理解釈することが妥当な結果となること
(施行令322条の趣旨目的に適用結果となること)の主張立証
文理解釈するあまり妥当な結果が得られない解釈(趣旨目的を没却する解釈)となつては、租税法の実現を阻害してしまいません。そのような主張が裁判所に受け入れられるわけがありません。そこで、施行令322条を文理解釈することが当該法令の趣旨目的に適用結果を招来すること(妥当な結果が得られること)を、立法当時の記録などを基に主張立証しました。

また、施行令322条の規定の趣旨は、立法当時の資料によれば「できる限り源泉所得税額に係る還付の数を省くこと」であることと明らかであるにもかかわらず、課税庁は、立法当時の資料からは読みとれない趣旨を作出して、同条の趣旨は可能な限り実際の必要経費に近似する額を控除することに趣旨の主張をしました。この課税庁の主張が誤りであることを裁判所に理解してもらうために、源泉徴収制度の趣旨や、施行令322条は本来納税義務者(所得者であるホステス)のための規定ではなく、源泉徴収義務者が源泉徴収義務を履行する際の規定であること、基礎控



佐野幸雄 (神田)

除方式の趣旨は必要経費を控除する趣旨のものではないことなどを丁寧に主張立証しました。
(3) 最高裁判所の判断
上記①及び②を中心に1審から主張立証を行ってきた結果、最高裁判所より、下記のとおり判断を頂きました。
「一般に、「期間」とは、ある時点から他の時点までの時間的隔たりといった、時的連続性を持った概念であると解されているから、施行令322条にいう「当該支払金額の計算期間」も、当該支払金額の計算の基礎となった期間の初日から末日までという時的連続性を持った概念であると解するのが自然であり、これと異なる解釈を採るべき根拠となる規定は見当たらない。
原審は、上記のとおり判断するが、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではなく、原審のような解釈を採ることには、上記のとおり、文言上困難であるのみならず、ホステス報酬に係る源泉徴収制度において基礎控除方式が採られた趣旨は、できる限り源泉所得税額に係る還付の数を省くことにあること、立法担当者の説明等からうかがわれるところであり、この点からみても、原審のような解釈は採

3 本件訴訟の最高裁判決の意義

本件訴訟の最高裁判決の意義は、最高裁より「租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではない」旨を判示してもらった点にあると思います。下級審判決においては同様の判示はあると思いますが、最高裁判決においてこの点を明確に判示してもらったのは初めてではないかと思えます。納税者が適正に納税義務を履行するには

4 おわりに

税理士法2条の2に規定する業務(税務訴訟における補佐人業務)は、訴訟の窓口である弁護士を補佐する業務です。そのため、弁護士から補佐人税理士に対して求められるものは何かといえます。それは弁護士が補って欲しいと思うもの、すなわち、租税法に關する卓越した知識です。会員の皆様の中には、自分に補佐人が務まるのか不安に思っている方もいるかもしれません。けれども、何も不安に感じることはありません。なぜなら、会員の皆様は既に弁護士が補佐人税理士に求めるもの(租税法に關する卓越した知識)を持っているからです。
税理士の補佐人制度は、税理士と弁護士がそれぞれ専門知識を駆使して協働して納税者の権利を守ることでできる大変素晴らしい

れ、納税者の勝訴が確定しております(東京高等裁判所平成19年3月27日判決(平成18年(行コ)第157号所得税納税告知処分取消請求事件))。
(平成18年(行コ)第331号所得税納税告知処分等取消請求事件)

条文の文言を信じるほかありません。にもかかわらず、条文の文言からは到底解することができない課税庁の都合の良い解釈を許しては、納税者の予測可能性は完全に奪われてしまいます。そのため、納税者の予測可能性を確保する観点から、最高裁の上記判示の意義は極めて大きいものと思えます。

制度であると思えます。補佐人制度が創設された平成14年4月1日の税理士法の施行から8年が経ちますが、税務訴訟において補佐人税理士が定着していることまでは言い難い状況のように思えます。今後、会員の皆様に対して補佐人業務の依頼があったときには積極的に受任し、訴訟の場面に於いても租税法の専門家たる税理士の力量が高く評価されることにより、補佐人税理士が税務訴訟において定着するようになったら大変嬉しく思います。